

# 令和2年度第1回一関市廃棄物減量等推進審議会

日 時 令和3年3月16日（火）  
午後1時30分～午後3時  
場 所 一関保健センター 栄養指導室

## ～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 一般廃棄物減量基本計画の進捗状況について
- (2) 令和3年度一般廃棄物減量実施計画（案）について

4 その他

5 閉 会

一関市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成31年3月18日～令和3年3月17日

氏名	ふりがな	備考
佐藤和久	さとう かずひさ	(略)
菅原勝	すがわら まさる	
狩野勝彦	かの かつひこ	
小野寺真澄	おのでら ますみ	
兜千尋	かぶと ちひろ	
菅原寿基	すがわら ひさもと	
佐々木勝裕	ささき かつひろ	
吉川真理子	よしかわ まりこ	
千葉耕三	ちば こうぞう	
菊地ひとみ	きくち ひとみ	
三浦登夫	みうら たかお	
小野寺講一	おのでら こういち	
三浦友子	みうら ともこ	
菅原幸子	すがわら さちこ	
千葉幸子	ちば さちこ	

(敬称略)

## 協議事項 1 一般廃棄物減量基本計画の進捗状況について

### 1 廃棄物の排出状況について

#### (1) 家庭系廃棄物の排出状況

平成 26 年度からの家庭系ごみ排出状況は、表 1 のとおりです。

表 1 廃棄物排出量実績（家庭系）

単位：トン

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
可燃物		21,435	20,903	20,424	20,235	19,868	19,779
不燃物		1,665	1,651	1,536	1,554	1,731	1,776
資源物	缶	290	267	256	246	235	219
	びん	1,042	1,002	951	914	859	816
	ペットボトル	228	223	218	213	216	204
	プラスチック製容器包装	456	448	438	439	430	417
	白色トレイ	3	3	3	2	2	3
	紙類	1,268	1,145	1,080	1,098	1,140	1,050
	計	3,287	3,088	2,946	2,912	2,882	2,709
合計…①		26,387	25,642	24,906	24,701	24,481	24,264
集団回収＋市単回収等…②		2,213	2,158	2,092	1,980	1,767	1,681
排出量①＋②		28,600	27,800	26,998	26,681	26,248	25,945

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果

※ 令和元年度分は速報値（以下同じ）

※ 四捨五入の関係で合計の数値と各項目の計数の合計値が一致しない場合がある。（以下同じ）

#### (2) 事業系廃棄物の排出状況

平成 26 年度からの事業系廃棄物の排出状況は、表 2 のとおりです。

表 2 廃棄物排出量実績（事業系）

単位：トン

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
可燃物	9,780	9,318	9,552	9,541	9,253	9,058
不燃物	136	0	7	7	0	0
資源物	88	93	89	88	106	186
合計	10,004	9,411	9,648	9,636	9,359	9,244

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果

### (3) 排出量合計及びリサイクル率の状況

家庭系と事業系の排出量の合計は、表3のとおりです。

表3 廃棄物排出量実績（家庭系＋事業系）

単位：トン

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
可燃物	31,215	30,221	29,976	29,776	29,121	28,777
不燃物	1,801	1,651	1,543	1,561	1,731	1,836
資源物	3,375	3,181	3,035	3,000	2,988	2,895
排出量計…①	36,391	35,053	34,554	34,337	33,840	33,508
資源化量	6,006	5,880	5,530	5,436	5,991	5,628
うち集団回収＋市単独回収等…②	2,213	2,158	2,092	1,980	1,767	1,681
総排出量…①+②	38,604	37,211	36,646	36,317	35,607	35,189

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果

### (4) 一人1日当たり排出量とリサイクル率

家庭系と事業系を合わせた一人1日当たりの排出量とリサイクル率は、表4のとおりです。

表4 廃棄物排出量実績（家庭系＋事業系）

単位：トン

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
総排出量 (トン)	38,604	37,211	36,646	36,317	35,607	35,189
人口 (10月1日) (人)	124,663	122,919	121,411	119,655	117,814	115,822
一人1日当たり排出量 (グラム)	848	827	827	832	828	830
家庭系一人1日当たり排出量 (グラム)	629	618	609	611	610	612
事業系一人1日当たり排出量 (グラム)	219	209	218	221	218	218
リサイクル率 (%)	15.6	15.8	15.1	15.0	16.8	16.0

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果

※一人1日当たり排出量(グラム)＝総排出量(トン)÷人口÷365日（27年度、元年度は366日）×1,000,000

リサイクル率(%)＝資源化量÷総排出量×100

### (5) 排出量の比較

令和元年度の一人1日当たり排出量の実績（速報値）は、目標値と比較すると50グラム超過となり、総排出量の実績（速報値）では目標値よりも1,966トン多く、5.9%の超過となっています。

また、家庭系の排出量実績（速報値）は目標値と比較すると1,331トン多く、5.4%の超過、事業系の排出量実績（速報値）は634トン多く、7.4%の超過となっています。

**表5 廃棄物排出量**

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (見込)
一人1日当たり 排出量(グラム)	832	828	830
排出量(トン)	36,317	35,607	35,189
うち家庭系(トン)	26,681	26,248	25,945
うち事業系(トン)	9,636	9,359	9,244

【参考：廃棄物減量基本計画】

	平成 29年度 (目標)	平成 30年度 (目標)	令和 元年度 (目標)	令和 2年度 (目標)	令和 3年度 (目標)
一人1日当たり 排出量目標(グラム)	814	797	780	760	746
排出量目標(トン)	35,566	34,336	33,223	31,825	30,790
うち家庭系(トン)	26,349	25,438	24,614	23,578	22,811
うち事業系(トン)	9,217	8,898	8,610	8,247	7,979

### (6) リサイクル率の比較

リサイクル率については、令和元年度実績（速報値）が16.0%と目標値を下回っています。引き続き分別の徹底や資源物以外の排出抑制の周知に努める必要があります。

**表6 リサイクル率と排出量**

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (見込)
リサイクル率(%)	15.0	16.8	16.0
排出量(トン)	36,317	35,607	35,189
可燃物・不燃物(トン)	31,337	30,852	30,613
資源化量(トン)	5,436	5,991	5,628

【参考：廃棄物減量基本計画】

	平成 29年度 (目標)	平成 30年度 (目標)	令和 元年度 (目標)	令和 2年度 (目標)	令和 3年度 (目標)
リサイクル率目標(%)	16.2	16.5	16.8	17.1	17.4
排出量目標(トン)	35,566	34,336	33,223	31,825	30,790
可燃物・不燃物(トン)	29,804	28,670	27,642	26,383	25,433
資源化量(トン)	5,762	5,665	5,582	5,442	5,358

## 2 廃棄物の減量化、資源化の取組状況について

### (1) 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し、報償金を交付しており、令和元年度は817万円を交付しました。

多くの団体に取り組んでいただくよう、令和2年度からはペットボトルを回収品目に加え、資源化に向けた取組を呼び掛けています。

表7 有価物集団回収状況

年度	金属類 (kg)	古紙類 (kg)	ビン類 (本)	交付団体	(延べ数)
平成26年度	110,989	1,763,775	142,465	335	766
平成27年度	115,479	1,702,515	119,848	345	783
平成28年度	108,131	1,684,083	100,070	347	811
平成29年度	113,510	1,581,401	86,648	346	813
平成30年度	108,904	1,553,910	74,602	331	850
令和元年度	120,129	1,460,083	67,749	330	882
一関	33,047	331,803	22,817	77	213
花泉	14,303	195,300	8,697	51	111
大東	24,741	302,041	12,496	77	235
千厩	13,555	229,142	5,146	47	119
東山	9,803	130,472	4,685	33	104
室根	4,491	73,925	3,671	16	38
川崎	13,527	87,402	4,234	26	56
藤沢	6,663	109,998	6,003	3	6

※ 報償金単価：金属・古紙類1kg5円、ビン類1本4円

(2) 生ごみ減量機器購入補助の状況

生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ減量機器の購入者に対し補助金を交付しており、令和元年度は59万9千円を交付しました。

令和2年度からは種類ごとの補助金額を増額し、広報等による周知を図っています。

表8 生ごみ減量機器補助台数実績

単位：台

年度	種類	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
平成 28 年度	電動式生ごみ処理機	9	2	2	0	0	1	0	1	15
	手動式生ごみ処理機	4	0	0	0	0	1	0	0	5
	コンポスト化容器A	67	5	21	18	1	4	2	18	136
	コンポスト化容器B	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	80	7	23	18	1	6	2	19	156
平成 29 年度	電動式生ごみ処理機	3	1	1	3	0	1	0	0	9
	手動式生ごみ処理機	1	0	2	0	0	0	0	0	3
	コンポスト化容器A	40	5	9	13	2	9	1	11	90
	コンポスト化容器B	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	44	6	12	16	2	10	1	11	102
平成 30 年度	電動式生ごみ処理機	7	1	1	4	0	0	0	1	14
	手動式生ごみ処理機	2	0	1	1	0	1	1	0	6
	コンポスト化容器A	59	0	22	9	0	6	8	11	115
	コンポスト化容器B	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	計	68	1	24	14	2	7	9	12	137
令和 元 年度	電動式生ごみ処理機	9	0	1	2	4	1	1	2	20
	手動式生ごみ処理機	6	0	0	0	0	0	1	0	7
	コンポスト化容器A	49	2	17	9	4	9	1	5	96
	コンポスト化容器B	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	65	2	18	11	8	10	3	7	124

※ コンポスト化容器A…土上設置型のコンポスト

※ コンポスト化容器B…生ごみ発酵剤等使用密閉容器型のコンポスト

※ 補助金は購入金額の1/2以内とし、電動式生ごみ処理機：20,000円（30,000円）、手動式生ごみ処理機：7,000円（10,000円）、コンポスト化容器A（土上設置型）：2,000円（3,000円）、コンポスト化容器B（生ごみ発酵剤等使用密閉容器型）：1,000円（2,000円）円が上限（（ ）内は令和2年度からの額）。

### (3) 使用済小型家電及び古着回収の状況

#### ① 使用済小型家電回収

一関地区広域行政組合では、平成 26 年 1 月から使用済小型家電を回収しています。携帯電話やデジカメなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。

一関市と平泉町内の庁舎、市民センター等の公共施設 45 か所に設置した回収ボックスによる回収と、清掃センターで不燃物として排出されたものから対象品目をピックアップする回収を通年で行っています。

また、平成 29 年度から「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、各地域のイベントで使用済小型家電の回収を行ってきました。プロジェクトは、平成 31 年 3 月末で終了しましたが、使用済小型家電回収の普及、啓発のため、市では、令和元年度及び令和 2 年度も各地域においてイベント回収を実施しました。

表 9 使用済小型家電資源化量

単位：kg

年度	ボックス (広域)	ピックアップ (広域)	イベント (市)	合計
平成 27 年度	9,170	6,440	11,332	26,942
平成 28 年度	7,220	9,670	5,525	22,415
平成 29 年度	8,320	13,080	13,102	34,502
平成 30 年度	11,150	21,380	8,373	40,903
令和元年度	8,420	31,450	8,260	48,130
令和 2 年度 (参考)	—	—	13,560	—

※令和 2 年度のボックス、ピックアップの資源化量は未確定

#### ② 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、各家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施し、令和元年度は 23.5 トンの古着を回収しました。

回収された古着は、加工され車のクッション材などとして利用されました。

なお、令和 2 年度は、古着の引渡先工場が火災となったため、古着回収の一部を中止したことから、回収量は 10.1 トンにとどまりました。

表 10 古着回収量

単位：kg

年度	合計
平成 27 年度	27,300
平成 28 年度	15,846
平成 29 年度	17,263
平成 30 年度	20,810
令和元年度	23,513
令和 2 年度	10,170



#### (4) 食品ロス削減に向けた取組

- ① 令和元年度の食品ロス削減標語（スローガン）コンテストの最優秀作品を使用したポスターを作成し、飲食店、宿泊施設や市の公共施設などに配布（送付件数：466件）しました。
- ② 市の30・10運動協力店23店舗と岩手県の「もったいないいわて☆食べきり協力店」を連携する働きかけを行い、あわせて市の協力店に登録のなかった店舗にも協力店への登録を呼びかけました。

市内の「残さず食べよう！30・10運動協力店」は45店舗、そのうち39店舗が岩手県の「もったいないいわて☆食べきり協力店」に登録し、食品ロス削減の取組を行っています（令和3年1月12日現在）。

#### (5) 紙資源回収の推進

紙資源の出し方などの説明を印刷した雑紙回収紙袋を制作し、市民センターや一関地方産業まつりなどのイベントで配布する予定でしたが、雑紙の分別が浸透してきていることから制作の必要がなくなったと判断しました。

#### (6) 市民への啓発

- ① プラスチックごみの削減の取組として、いちのせき秋まつり（商工フェスタ及び農業フェスタ）へ来場する人にマイバッグの持ち歩きを呼びかけ、持参した市民（各イベント先着500名）へごみ袋を配りました。

さらに商工フェスタでは、アンケート回答者にマイバックを配りました。

- ② 市広報、公衛連だより、市ホームページ、一関コミュニティFM、一関ケーブルネットワークなどを活用した周知を行いました。

- ③ 地域で開催する「ごみ分別説明会」で3R（Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再資源化する）の啓発を行いました。

参加者：令和元年度 17件 521人

令和2年度（1月末現在） 7件 129人

- ④ 市役所内におけるプラスチック廃棄物削減のため、次の取組を呼び掛けています。

- ・職員のマイボトル持参の促進
- ・市が主催する会議における個別のペットボトル飲料提供は行わない
- ・ごみ分別の徹底ポスター設置

## ◇一関市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 18 年 3 月 24 日 条例第 20 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 第 1 項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、一関市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量に関すること。
- (2) 廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- (3) その他廃棄物に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 一般廃棄物処理関係業者
- (3) 商工業団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ◇一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成 19 年 3 月 22 日 条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再利用等により廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- (6) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物となる物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、生じた廃棄物をなるべく自ら適正に処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第 6 条 市、市民及び事業者は、廃棄物の減量、再利用及び適正処理に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第7条 市は、廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する施策の推進に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図り実施するものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画(法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

2 市は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(市が行う廃棄物の減量の推進)

第9条 市は、廃棄物の分別方法の徹底と、資源回収活動の普及を図るとともに、自ら再生品を使用すること等により、廃棄物の減量の推進に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量)

第10条 市民は、商品の購入に際して、再利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択する等により、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

2 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、分別収集、資源回収等の再利用を促進するための活動に協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

(事業者による廃棄物の減量)

第11条 事業者は、廃棄物の減量を促進するため、物の製造、加工、販売等に際して次に掲げる方策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保

(2) 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)並びに再生品の積極的な利用

(3) 再利用が容易な製品、容器等の開発

(4) 商品の簡易包装

2 事業者は、市民が再利用可能な容器等を返却しようとするときは、その回収に努めるものとする。

(一般廃棄物の処理)

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理しなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理方法について、市民に周知しなければならない。

(家庭系廃棄物の処理)

第13条 市民は、家庭系廃棄物を自ら処分するときは、法及び一般廃棄物処理計画に定めるところにより、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物をごみ集積所に排出するときは、その分別及び排出の方法について、一般廃棄物処理計画及び市の定める方法に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 14 条 事業者は、自ら事業系一般廃棄物を運搬又は処分するときは、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、自ら事業系一般廃棄物を運搬又は処分しないときは、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、事業系一般廃棄物であっても家庭系廃棄物と同様に分類して排出するよう努めなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止)

第 15 条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、又は散乱させてはならない。

2 市は、前項の規定に違反する行為を防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図る等必要な措置を講じなければならない。

(ごみ集積所の指定及び利用)

第 16 条 市長は、住民の代表者の申請に基づきごみ集積所を指定する。

2 市民は、ごみ集積所の利用にあたっては、指定された日時、方法を厳守する等適切な廃棄物の排出を行わなければならない。

3 ごみ集積所の利用者は、自らの責任において当該ごみ集積所の清潔を保つよう努めなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。



# 令和3年度

## 一般廃棄物減量実施計画（案）

### 一 関 市





## 目 次

1	目的	4
2	計画期間	4
3	計画の区域	4
4	廃棄物排出量の予測、目標及びリサイクル率の目標	4
4-1	廃棄物排出量の予測及び目標	4
4-2	リサイクル率目標及び資源化量	4
5	廃棄物の排出区分、収集運搬及び処理主体	5
5-1	排出区分及び収集運搬	5
5-2	排出区分及び処理主体	5
6	廃棄物減量実施計画	6
6-1	発生抑制の取組	6
6-2	再使用の取組	6
6-3	再資源化の取組	7
6-4	一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用	7
6-5	一関市ごみ問題対策巡視員等による啓発活動	7
6-6	エコショップいわて認定制度への参画	7

## 1 目的

一般廃棄物減量基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の減量化を行うことを目的として実施計画を定める。

## 2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## 3 計画の区域

一関市全域とする。

## 4 廃棄物排出量の予測、目標及びリサイクル率の目標

令和3年度廃棄物排出量の予測、目標及びリサイクル率の目標を以下に示す。

※一般廃棄物減量基本計画による

### 4-1 廃棄物排出量の予測及び目標

単位：トン

区分	家庭系	事業系	合計
廃棄物排出量予測	25,930	9,070	35,000
廃棄物排出量目標	22,811	7,979	30,790

### 4-2 リサイクル率目標及び資源化量

リサイクル率目標 (%)	17.4
資源化量 (トン)	5,358

## 5 廃棄物の排出区分、収集運搬及び処理主体

### 5-1 排出区分及び収集運搬

排出区分	収集運搬
家庭系廃棄物	委託収集（一関地区広域行政組合）、自己搬入、許可業者
事業系廃棄物	自己搬入、許可業者
小型家電 <sup>※1※2</sup>	委託収集（一関地区広域行政組合）、自己搬入、イベント回収
古着（衣類） <sup>※3</sup>	県外リユース・リサイクル事業者による運搬（イベント回収）

※1 小型家電リサイクル法回収品目は、一関地区広域行政組合で指定する14品目とし、拠点回収方式及びイベント回収方式により回収する。

回収場所：本庁、各支所、一関図書館、一関市総合体育館、各市民センター、各清掃センター

※2 協力事業所に回収ボックスを設置し、一関地区広域行政組合が回収する。

※3 令和2年度は引渡先の火災により古着回収の一部を中止したが、令和3年度は県外の事業者が対応可能とのことから、イベント回収方式により実施する。

### 5-2 排出区分及び処理主体

#### ① 家庭系廃棄物

排出区分		処理主体（一関地区広域行政組合）	
		一関清掃センター	大東清掃センター
可燃ごみ（燃やすごみ）		ごみ焼却施設	ごみ焼却施設
不燃ごみ（燃やせないごみ）		リサイクルプラザ	粗大ごみ処理施設
資源物	びん・缶・ペットボトル		小規模ストックヤード施設
	プラスチック製容器包装・白色トレイ		
	紙類		廃品回収業者又は資源化委託
粗大ごみ（可燃）		ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
粗大ごみ（不燃）		リサイクルプラザ	
小型家電		認定事業者（委託）	
古着（衣類）		県外リユース・リサイクル事業者（委託）	

② 事業系廃棄物

排出区分		処理主体（一関地区広域行政組合）	
		一関清掃センター	大東清掃センター
可燃ごみ（燃やすごみ）		ごみ焼却施設	ごみ焼却施設
資源物	びん・缶・ペットボトル	リサイクルプラザ	粗大ごみ処理施設
	紙類	廃品回収業者又は資源 化委託	
粗大ごみ（可燃）		ごみ焼却施設	

6 廃棄物減量実施計画

6—1 発生抑制（Reduce：リデュース）の取組

① 生ごみ減量機器購入補助の実施

	補助台数（計画）	補助金限度額（1件）
電機式生ごみ処理機	50台	30,000円
手動式生ごみ処理機	11台	10,000円
コンポスト化容器A（土上設置型）	120台	3,000円
コンポスト化容器B（生ごみ発酵 剤等使用密閉容器型）	5台	2,000円

※ 補助金：購入額の2分の1以内

② 食品ロスを減らす取組の実施

ア 食べ残し対策を実施する飲食店への登録を促進し、岩手県の「もったいないいわて☆食べきり協力店」の取組との連携を図る

イ 家庭における食べ残し、期限切れによる食品廃棄防止の呼びかけ

③ ごみ分別説明会での排出指導や、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMあすもなどを活用した啓発の実施

ア 分別の徹底によるごみの減量化

イ 生ごみの水切りによる排出時の減量化

ウ マイバッグ（買い物袋等）の活用によるレジ袋の削減

エ 過剰包装製品を選択しない

6—2 再使用（Reuse：リユース）の取組

① ごみ分別説明会での排出指導や、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMあすもなどを活用した啓発の実施

- ② 市内のリユース事業者（リユース・リサイクルショップ）の利用促進に向けた啓発の実施

### 6—3 再資源化（Recycle:リサイクル）の取組

- ① 自治会、子ども会等が実施する有価物集団回収事業に対する報償金の交付と対象団体の拡大（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人及び社会福祉法人を追加）

	報償金単価	回収見込量
金属類	5円/kg	109トン
古紙類	5円/kg	1,969トン
びん類※	4円/本	70トン
ペットボトル	5円/kg	60トン

※ びん類は、1本あたり1kgとして換算

- ② ごみ分別説明会での排出指導や、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMあすもなどを活用した啓発の実施
- ③ 認定事業者との連携による小型家電イベント回収及び古着イベント回収の実施
- ④ オフィス製紙機（ペーパーラボ）による再生紙の作成及び利用

### 6—4 一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用

- ① 行政区、自治会、公衆衛生組合などへの見学の情報提供と支援
- ② 粗大ごみ再生品に関する情報の提供
- ③ リサイクル教室開催の情報の提供
- ④ 住宅祭などのイベント時の環境コーナー設置による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の呼びかけ実施と再生品の紹介

### 6—5 一関市ごみ問題対策巡視員等による啓発活動

- ① ごみ問題対策巡視員及び廃棄物減量化推進員による分別の徹底及び排出指導の推進
- ② ごみ問題対策巡視員からの情報収集

### 6—6 エコショップいわて認定制度への参画

ごみ減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店を認定する「エコショップいわて認定制度」に参画する。